

平成23年8月3日

於：南青山会館新館2階「大会議室」

水産政策審議会

第52回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第52回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年 8月 3日 午後 1時30分

閉会 平成23年 8月 3日 午後 2時40分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥村 保之	梶 克之	佐藤 信幸	長屋 信博
	東村 玲子	山川 卓	山下 東子	
特別委員	安部 敏男	小川 栄	風無 成一	金田 一義
	近藤 守	高橋 健二	能登 博之	濱田 武士
	宮島 英雄	八木田和浩	柳谷 法司	米田 清

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長 丹羽管理課長 長谷沿岸沖合課長 藤田遠洋課課長補佐

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	3
(協議事項)			
①分科会長の選任について		3
②分科会長代理の指名について		4
(諮問事項)			
諮問第 203 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条			
第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について		4
(その他)		1 6
3. 閉	会	1 6

○丹羽管理課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから、第52回「資源管理分科会」を開催させていただきます。

私、管理課長の丹羽と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員10名中、本日は7名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

本日は、委員改選後、最初の分科会でございますので、分科会長が委員の皆様の互選により選任されますまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

では、次に配付資料の確認をさせていただきます。

封筒の中に入っていると思いますが、まず、分科会の議事次第、資料一覧、委員名簿、資料2、諮問の文書、資料2-1「平成23年漁獲可能量の配分総括表（案）」、参考資料1「23年漁獲可能量（TAC）設定のポイント」、参考資料2「TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール」、中央の席の方には「TACを知る!!」というパンフレットを置かせていただいております。これは後ほどまた説明のときに使いますので、よろしく願いいたします。

漏れ等ございませんでしょうか。

それでは、早速ではございますが、開会に当たり、水産庁次長よりごあいさつを申し上げます。

○宮原水産庁次長 どうも本日はお忙しいところ集まりいただきありがとうございます。

第52回資源管理分科会、今回は新しい委員の方々に開かれる最初の会議ということでございます。どうかよろしく願いいたします。

既に午前中の審議会でごあいさつをうちの政務官からさせていただきましたが、今年の震災以来、漁業が大変注目される状況にございますし、我々としまでも被害を受けた方々に対してのできる限りの救済を図っていくと同時に、震災という大変大きな被害を受けた中ではありますが、水産業全体として、是非、元気のある姿を一刻も早く取り戻したいということで、全国的に皆さん方と仕事をしていきたいと心より願っている次第でございます。

資源管理分科会、今日は基本計画の検討等について諮問させていただきますが、どうか効率的な審議に御協力いただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○丹羽管理課長 ありがとうございます。

先ほどありましたように、本日は委員改選後初めての分科会でございますので、私の方から資料1の名簿に従いまして委員の御紹介をさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

お名前の方は省略させていただきます、まず、奥村委員でございます。

梶委員でございます。

櫻庭委員は欠席と伺っております。

佐藤委員でございます。

鈴木委員は御欠席。

長屋委員でございます。

東村委員でございます。

山川委員でございます。

山下委員でございます。

山根委員は御欠席ということです。

それでは、資源管理分科会の特別委員の御紹介をさせていただきます。

安部委員でございます。

石尾委員は御欠席。

小川委員でございます。

風無委員でございます。

金田委員でございます。

近藤委員でございます。

高橋委員でございます。

能登委員でございます。

野村委員はお休みということです。

濱田委員です。

宮島委員です。

八木田委員です。

柳谷委員。

米田委員。

以上、分科会委員、特別委員でございました。

引き続きまして、本日出席しております水産庁幹部の御紹介をさせていただきます。

私の左隣、先ほどごあいさつさせていただきました、宮原次長でございます。

成子増殖推進部長は少し遅れているようでございます。

私、丹羽でございます。

私の右側、長谷沿岸沖合課長でございます。

藤田遠洋課総括補佐でございます。

○藤田遠洋課課長補佐 済みません、課長が出られないものですから、代わりに来ました。よろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 あと、中山増殖推進部参事官も少し遅れているようでございますので、以上でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

協議事項の1、分科会長の選任について御協議願います。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により、委員の互選により選任することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

長屋委員。

○長屋委員 全漁連の長屋でございます。

山川卓東京大学准教授にお願いをしたいと思います。御推薦申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○丹羽管理課長 ただいま、長屋委員から山川卓委員を推薦するとの御発言がございましたが、その他に御発言ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丹羽管理課長 発言なく、御異議がないというお話がございましたが、山川委員を分科会長に選任するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○丹羽管理課長 わかりました。

それでは、山川委員に分科会長に御就任いただき、これからの議事進行をお願いしたいと思います。

それでは、山川委員には会長の席にお移りいただきたいと思います。

(山川委員、会長席へ移動)

○山川分科会長 御指名によりまして、当水産政策審議会資源管理分科会の会長を仰せつかりました山川でございます。

私は、大学では専門は水産資源の研究をやっております。当分科会の所掌事項としましては、水産資源の適切な保存及び管理ということで、水産資源をいかに持続的に有効に利用していくかといったことが所掌事項として定められております。何分、不慣れではございますけれども、委員の皆様方、事務局の方々の御協力を得まして、円滑な議事進行に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、議事を再開いたします。

まず、協議事項の2、分科会長代理の指名ですけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定によりますと、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理するとなっております。つきましては、私の方から明海大学の山下東子委員に分科会長代理をお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、山下委員、よろしく願いいたします。

○山下委員 よろしく願いします。

○山川分科会長 次に、諮問事項につきまして審議したいと思います。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第5条第6項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしく願いいたします。

それでは、諮問第203号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等(すけとうだらの期中改定)について、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。

諮問第203号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についての御説明をさせていただきます。

お手元の資料2が今回の諮問内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

午前に審議会会長を山下東子委員に決定したということでございまして、皆様方に配付

している紙には名前の欄が抜いてあるかと思いますが、山下東子殿ということでございます。

23水管第1078号

平成23年8月3日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本
計画の検討等について（諮問第203号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成22年11月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

別紙に基本計画の変更内容が記載されておりますが、今回の変更は、本年23年漁期すけとうだらのオホーツク海の海域における追加配分及びそれに伴うTAC改正についてのもの
でございます。

なお、本年の水産政策審議会の委員の改正において、委員10名、特別委員14名の計24名のうち、新たに就任していただいた委員が13名となっております。今回はその改選後の初めての分科会でありますことから、一部の委員は既によく御存じのことかもしれませんが、まずは現在のTAC制度の簡単な説明をさせていただき、その後に今回の期中改定について説明をさせていただきます。

先ほど資料の方で説明をさせていただきました「TACを知る!!」というパンフレットを
まずごらんいただきたいと思います。

1 ページを開いていただきたいと存じますけれども、一番上の右側にありますように、
TAC制度は、魚種ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存・管理を行うた
めの制度ということでございます。

2 ページ目の上から2つ目、TACの対象魚種となっておりますが、そこに書いてございま
すように、さんま、すけとうだら等、7魚種がTACの対象魚種ということになっておりま
す。

1枚開いていただきまして、3ページ、現在のTAC制度の仕組みが図示されております。
TACを決定するに当たりましては、1番の基本計画策定というところに書いてございま
すが、農林水産大臣が水産政策審議会へ諮問をし、答申をいただくということになっており
ます。

TAC対象の7魚種につきましては、4ページの右下の表をごらんいただきたいと思いま
すが、魚種の特性に応じて管理期間が設定されております。

例えばさんまですと、管理期間は7月から翌年の6月、1年間ということでございます。
すけとうだらの管理期間は4月から3月というように魚種の特性に応じて管理期間が定め
られているということでございます。そのためそれに応じて、2月、5月及び11月の3回
に分けてこの資源管理分科会に諮問をさせていただき、それぞれの魚種のTACを設定させ
ていただいております。

また、各々の管理期間中に予想を超えた来遊数が生じた場合等は、一定のルールに従い、
TAC数量や配分を変更する期中改定を行うため、資源管理分科会に諮問をさせていただ
いているということになっております。

次に、TACの期中改定と追加配分の仕組みについて簡単に御説明させていただきたいと
思います。

別の資料の参考資料2「TAC（漁獲可能量）期中改定の基本ルール」をごらんいただき
たいと思います。

TACの期中改定につきましては、平成21年5月に公表された本基本ルールによって3つ
のケースがもう既に規定されております。

まず、真ん中のところのケース1、ケース2、ケース3と書いてある部分でございます。

1つ目のケースは、資源全体の状況が当初の資源評価から大幅に改善されることが見込

まれる場合に、資源を再評価し、これに伴いABC、これは生物学的漁獲許容量というものでございますが、専門的になるので内容については省略させていただきますが、このABCを再計算してTACを改定するものです。

2つ目のケースは、まあじ、まいわし、さば類といった浮魚資源について、その年に生じた漁場形成の偏りに対応するため、配分が不足する都道府県等へ追加の配分を行うために実施するというものでございます。

ケース3は、主たる生息水域が外国水域にあるスケトウダラ資源等のいわゆるまたがり資源というものにつきまして、我が国水域のみで資源評価することが困難なため、過去の漁獲量の最大ベースにTACを設定した上で、我が国水域への大量の来遊が認められる場合については、直近の漁獲量等のデータを参考に、漁期末までの漁獲見込み数量を算出し、TACの改定を実施するというものでございます。

今回諮問を行うすけとうだらのオホーツク海のケースは、この3つ目のケースに該当するというものでございます。

前置きが少し長くなりましたが、それでは、今回の諮問内容について御説明いたします。資料2-1、黄色い色塗りがしてあるものをごらんいただきたいと思います。

今回改定するTACは、表の一番右側に色塗りがしてある部分のすけとうだらのオホーツク海の海域における数量を平成23年の管理期間が始まる4月当初に設定された2万8,000tから9,000t追加し、3万7,000tとする案ということでございます。

この海域のTACは、昨年も来遊量の大幅な増加が見られたことから、9月及び12月にTACの期中改定をしており、本年3月の管理期間末においてTACは5万2,000t、漁獲実績は過去最大の約3万7,000tということになりました。本年におきましても、5月以降、昨年を超える来遊量が見られたことから、今回、過去最大の来遊量として、3万7,000tにTACを増加するものでございます。

なお、現在、当該海域では、TACを超えることのないように制限的な操業が行われておりますが、来遊量が継続的に増加した場合には、再度の追加配分の可能性もある、昨年度も同様でございましたが、その可能性もあるということを申し添えます。

次に、改定するすけとうだらのTACの配分につきまして、2ページ目の地図をごらんいただけますでしょうか。

裏表で両面刷りになっておりますが、裏側の「平成23年すけとうだら漁獲可能量(案)」と書いてあるものでございます。

すけとうだらのTACは、日本海、オホーツク海、太平洋と3つの海域に分かれておりまして、このうちオホーツク海海域については、今回のTAC改正を行うということでございます。当該海域のTACは、すべて沖合底びき網漁船による大臣管理分ということになっております。

漁獲状況について御説明したいと思います。

3ページ目のグラフをごらんいただきたいと思います。

平成23年漁期の状況でございますが、漁獲量はグラフの一番上の黒い点線ラインのものでございまして、5月以降、過去で最も高い昨年の水準を超えて推移しているということでございます。6月末時点での採捕量は2万5,499tとTAC枠2万8,000tに対する消化率は既に91%となっております。

なお、7月は23日時点で既に2万6,488tという漁獲量となっており、沖合底びき網の漁業者は現在、TACを遵守するために水揚げを自主規制しているという状況でございます。

それでは、1ページ目に戻っていただきまして、以上、御説明したとおり、今回の計画変更は、先ほど御説明した基本ルールというもののケース3に沿ったものということで、オホーツク海の沖合底びき網漁業のTACを2万8,000tから3万7,000tと9,000t増加するものです。それに伴い、大臣管理分のすけとうだら、すけとうだら全体のTACを、真ん中、左側の黄色くマークしてあるとおり、各々9,000t増加するというものでございます。

諮問第203号に係る説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

オホーツク海海域のすけとうだらということで、またがり資源ということでございますけれども、来遊が好調であるということで、2万8,000tから3万7,000tに9,000t追加したいと。それに伴って日本全体のすけとうだらのTACも9,000t追加といった諮問内容でございますけれども、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

○風無特別委員 北海道機船連合会の風無でございます。

オホーツク海のすけとうだらの見直しについて今、御説明がありましたけれども、既に、今ありましたように、7月末でほぼ100%に近い消化でございます。6月の中に関係4単協で集まりまして、この先について協議をいたしました。その中では、2組合がほぼストップ、あとの2組合は自粛しながら細々と操業という状況で、7月末でほぼ100%という形になっております。

ただ、問題点は、このような期中見直しがこの場の、水政審で協議されて、それで初め

て見直し、増枠が認められるという現在のシステムですが、我々にとっては一番大事な書き入れ時といたしますか、6月から9月の3か月は実は、北海道の日本海、太平洋、他のすけとうだらをとる底びき船もみんな休漁しているわけです。言わばオホーツク海でとるすけそうは独壇場、このような書き入れ時ということになっておりますので、その時期に非常にTACが詰まったよということで、自粛したり、ストップしたりする空白期間が生じてきます。現に今、空白になっております。このシステムでようやく認められて、また漁を再開する、そのようなことになっておりまして、オホーツクだけ3か月やれるという特典が活かされていないとなっております。

また、漁獲実績がストップしたり自粛すると反映されませんので、今の説明にありましたように、過去7年間の漁獲実績の最大値をTACとするという、これはまたがり資源に対する運用にやや矛盾があるのかなど。本当のフルの最大値であればいいんですけども、どうしても空白期間を入れた最大値となっております。

今後の我々の希望ですけれども、今回の9,000 tの増枠措置に対しては大変感謝をしております。9,000 tの増枠の根拠の平成22年度の実績で3万6,600 t自体が、今申しましたように、今回のように物理的にどうしても空白期間が生じた、そのようなことなものですから、また近々、同じような状況になりましたら、9月以降の他海域の資源見直し会議に併せて、更なる増枠を希望しているところであります。

できることなれば、またがり資源については、手続上の物理的理由で消化自粛をするということがないように、期中見直し前提での先取りの漁獲もできるシステムを是非お願いしたいな、このようなことを御検討していただきたいと要望いたします。

以上です。

○山川分科会長 今後の状況によっては更なる増枠を、そして弾力的な運用をという御意見でございますけれども、何か事務局の方からございますでしょうか。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。

今の御意見につきましては、十分承らせていただいて、まず、第一番としましては、漁獲状況等を十分把握しまして、機動的に対応するということが重要だと思っておりますので、先ほども御説明で申し上げましたように、次の期中改定というものも十分考慮してやっていきたいと思っております。

○山川分科会長 では、山下委員、よろしく申し上げます。

○山下委員 今のお話とも関連するかと思うんですけども、またがり資源でロシアとの

間で、2か国で資源を共有しているということですので、例えばロシアでの動向がどうあるとか、あるいは2か国で資源評価の見通しについての考えを共有するとか、将来的にそういうことができる可能性がないのだろうか。もしそういうことができれば、今年度の来遊量はこのくらいだからということで、もう少し合理的に、過去最高とかそういうものではなく、資源評価に基づいたTAC配分というのが最初からできた方がお互い納得がしやすいのではないかなと思うんですけども、その状況を教えていただければと思います。

○山川分科会長 よろしくお願いたします。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。

ロシアにつきましては、今、委員がお話されましたように、またがり資源で、同一の資源というところでございまして、私どもの方、科学者間の交流等を図って、ロシア側のそういう、ロシア側も漁獲可能量という制度があるということでございまして、そういった情報等を得ているということでございます。

ロシア側の発表ということによりましても、オホーツク海海域に、あちらの方はオホーツク海海域という名前にはなっていないようでございますけれども、東サハリン水域等のTACというものは、資源増加ということがあり、TACを増やしているという情報は得ているということでございまして、今後とも、そういった意味で、ロシア側との協議等、情報収集も十分していきたいと思っております。

○山川分科会長 そういったことでよろしゅうございますでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、よろしくお願いたします。

○風無特別委員 再三、くどいようでございますけれども、1つのまたがり資源に対しての仕組みをつくっていただきたいと思うんです。このように皆さんに集まっていたいて、諮問してやるとどうしても時間がかかる。空白も生じるということでございますから、残り20%だとか、10%ぐらいになったら、自動的に何かもっと簡略な方法で増枠をしていただけることを是非とも考えていただきたいと思います。

再三、くどいようですが、済みませんが、よろしくお願いたします。

○丹羽管理課長 管理課長でございます。

私どもの方も、先ほど言いました基本ルールというものもありますので、その辺を研究させていただきたいと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○風無特別委員 はい。

○能登特別委員 すけとうのことがTACの方で出てきたので、私の方からお話したい件があります。

既にもう沿岸沖合の長谷さんも宮原さんも御存じのとおりでございます。私は北海道の檜山・江差なんです。既にもうこのTACの制度ができる前からうちの方の資源管理というのは十分もうされてきたし、私もやっている方なので、十分やってきたという実感をしているわけでございます。

しかしながら、このTAC制度を見たときに、値段の調整のバランス、資源管理をするという形の中で、先行き、万全を期せるのではないかという期待感を持ちながらTACの協議をしたというのが現実問題。しかしながら、現在として日本海6,600 tのトン数の、恐らく、長谷さんはわかっているとおり、檜山海域は3,000 tそこそこの指示という見解の話をも聞いております。その中で計算したときに、どうしても逆算したときに採算ベースに合わないような、商売を休業しなければならないような現状。これは資源がないという形であれば、私はそれは仕方がないと思う。

ただ、TACの制度というのは、現状で53方式のABCのランクの中のとおりにするということに私は抵抗感があるのではないかと思っているんです。本来は、国の定めたTACの制度というのは、審議委員の皆さんでTACを制度とするのではなく、漁業者自らが資源を守るという仕組みが本来の姿であろうと私は思っているんです。このすけそうに関しては、北海道広しといえども、檜山管内はやってきたという実感を持っている。はっきり言って。

ただ、この53方式でやる限り評価率というのは、90%以上の形、最低でも80以上の評価がなければ、次の年の魚価があるない、止めるは別にしても、漁獲の可能量のトン数が減るという現実問題。私は、その魚種にもあるんだけど、これが果たしてうちの方のすけそうに適しているのかという疑問点を持っているのです。

今のオホーツクのまたがり資源の増枠の話も出たので、私は日本海にも例えば資源回復して、調査するといえども、調査というのは100%ありきの調査はできないと私は確信を持っているんです。ですから、漁業者が自ら資源を守りながら、そしてその形の中で、例えば漁があった時期になってあらかじめそういう魚群が見えた時期に、再度、この中で協議しながら増枠してもらう、これが本来の姿だろうと思っているので、ひとつ、この場で返答できないと思いますけれども、これからの課題として。

はっきり言って、いかもそのとおりなんです。私がいかなの代表で来ているんだけど、

いかというのは、わかっているとおり、日本全国津々浦々、資源のことを考えながら、乗組員の安全のことを考えながら、漁獲制限をしながら、休漁日を設定して、休みがなかったときには毎年9万t以上のトン数が揚がってきた経緯の中で、現在は6万tから7万t。漁獲制限しているからです。

現在、北海道の太平洋は今年、大漁ですよ。今日の朝ももう過去何十年もないぐらいの、私も学校出てすぐ漁師をやっているのですが、根室の花咲で今までないんです、木箱で1万箱揚がっていますよ。とり放題やったら、恐らく倍も揚がっているでしょう。そういう形の設定も漁獲可能量の80、90のパーセントでなければ、その可能量が下がるんだという、この仕組み自体が決して当てはまると思っていないんです。

だから、その可能量に達する形になったら、あらゆるものの協議は、再度協議するという形は好ましい形ではないかと思っているので、ひとつその辺も、今日この場で決められなくても、そういう課題を含めているんだということだけ十分確認してもらいながら、再度そういう形で協議してもらおうということをもしできれば、ひとつお願いしたいと思っています。

以上です。

○山川分科会長 これにつきましては、可能量の運用等に関する御意見ということで承っておきまして、それで今後の議論に反映させていくといったことでよろしいでしょうか。

○能登特別委員 はい。

○山川分科会長 では、ほかに御意見、御質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

よろしゅうございますか。

では、基本的には、今回の諮問内容につきまして、特にこれでは困るとか、おかしいとか、そういった御意見はなかったように思いますので、諮問第203号につきましては、原案どおり承認したいと考えますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第203号について答申書を確認のために読み上げさせていただきます。

答 申 書

2 3 水 審 第 1 4 号

平成23年8月3日

農林水産大臣

鹿野 道彦 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成23年8月3日に開催された水産政策審議会第52回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第203号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について

それでは、この答申書を次長にお渡しいたします。

(答申書手交)

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、終了いたしましたけれども、この機会に、本日の議題に関わらず、何でも結構ですので、御発言を賜りたいと思います。

○高橋特別委員 高橋でございます。

捕鯨関係について少しお伺いをしたいと思います。

過日、鯨類捕獲調査に関する検討委員会の中間取りまとめが公表されております。御承知のとおり、この委員会は、南極海の調査捕鯨がシーシェパードの妨害によって途中で切り上げ、帰港したということから、農林水産大臣の肝いりで立ち上げられた委員会で、当初は鯨類の捕獲調査の在り方委員会ということでございました。

中止も視野に入れたという内容であったと思いますが、各種さまざまな方から反対意見が出てまいりまして、安定的に実施をしていくんだということに趣旨を変えまして、鯨類調査に関する検討委員会という名称になったということでございます。

その委員会が開催をされ、中間取りまとめというものが出てまいりました。この中間取りまとめは、両論併記という非常に残念な報告となりました。毅然とした態度で継続すべ

きという方々の意見が大勢を占める中、少数の意見として、国際的批判や費用対効果にかんがみ、縮小、中止すべきという意見があったということでございました。

当初、急なことで委員構成も安定的に実施をするという委員の構成ではなくて、当初の取りまとめの委員会ということでの委員の構成だったと理解しております。当然、中間取りまとめがあるわけですから、また会議を続行して、最終的な取りまとめが恐らくあるんだろうと思います。

そうであれば、やはりこの鯨肉を食料としての利用、調査に基づいた資源管理という観点から、継続的にやっていかれるということに理解を示される委員構成にまずしていただきたいと思います。これは趣旨がそのような趣旨になっておりますので、少数であろうとも、反対の意見を持った方の賛同というものは少し問題があるであろうとっております。

この取りまとめの一番最後に調査船の船体、乗組員、これは当然、財産ということも含めますけれども、これを危険にさらすことを是としないということで、調査船団の安全性の確保が不可欠だという大前提だということが共通の基本認識であるということでございます。

多分、11月か12月になろうかと思っておりますけれども、今次の南極海の調査捕鯨の出漁に当たって安全が担保できない、確保できないという言い回しで出漁を取り止めるということのないようにしていただきたい。

申し訳ございませんけれども、最近の水産庁は話をすり替えることが非常にお上手になってきたのではないかなと私は個人的に思っておりますので、くれぐれも話のすり替えのないように、きちんとした安全担保の上で、次回の南氷洋の調査捕鯨に出漁させていただきたい。これは厳重に、我々の最大の関心事ということで申し入れをしておきたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 水産庁の方で何かございますか。

○宮原水産庁次長 ただいまの高橋特別委員の御意見につきましては、我々もちゃんと考慮していきたいと考えております。

ただ、最後のすり替えることが多いということについては、我々はそのつもりではやっておりますので。高橋さんとはいろいろな会議でお会いしております、その度に我々は商業捕鯨の再開が基本政策であり、そのための調査を実施していくということについては何度もお話しているところでございますので、ここで繰り返すことはいたしませんけれ

ども、そういうつもりでやっているということでございます。

なお、今日も国会でこれは話題になっておりましたが、安全性の確保についてはないがしろにできないということで、現在、政府部内でかなり集中的な議論が行われております。これから鯨類調査に従事される方々の準備がありますので、できる限り早く安全体制も含めて方針を明らかにし、調査に安心して向かってもらう体制としたいと考えているのが水産庁の考え方だということをもう一回、御説明しておきたいと思っております。

ありがとうございました。

○山川分科会長 よろしゅうございますか。

○高橋特別委員 はい。

○山川分科会長 では、ほかに。

東村委員。

○東村委員 福井県立大学の東村と申します。

先ほどのすけとうだらのTACのところで生じた疑問なので、そのときに述べようかなと思ったんですが、すけとうだらと関係ないので後にとまって今、発言させていただきます。

参考資料2を用いてTACの期中改定の基本ルールが説明されましたけれども、今回はケース3だということで、私はケース1についての確認をしたかったわけですが、ケース3の話の中で出すのは不相当と思い発言を抑えておりました。

このケース1に関しては、TACを下げる方も制度としてはある。しかし、実際の運用においては、そのようなことは漁業もしくはそれに関係する産業の経営ということから、実際には難しいので、運用としてはそういうことが行われることは余り想定されていないと理解しているんです。確認事項としては、制度としては下げるというのも含めたルールになっているということであって、必ずしも上げるだけのものではないということを確認させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○山川分科会長 では、お願いいたします。

○丹羽管理課長 本件につきましては、過去にも同じような御質問とかがあったということでございますが、TACが設定されたものについて期中で下げるということは今のところ方針としてないということでございます。そこは混乱を生じるということ等、理由があるということでございますが、あくまでも期中で改定をする場合は、増加をするところの基本ルールということで御理解いただきたいと思います。

○東村委員 私はこれまでも何度か確認させていただいて、前は少し違うお返事をいた

だいたかと思うんですけれども、制度をつくる際に、TACというのはABCに基づいてつくられているものでありますから、制度として論理性を保つならば、下げるのも想定した制度でないとおかしいのではないのでしょうか。

実際問題、ですから、私は制度と運用を分けて質問したわけで、運用の面では今、お答えしていただいたとおりで思うんですけれども、制度としてはそれを上げる方だけに固定するのは論理の一貫性を欠くと考えますけれども、いかがでしょうか。

○山川分科会長 お答えをお願いします。

○丹羽管理課長 申し訳ございません。

私も7月から参ったところもあるのですが、過去の経緯としましても、同様な議論が行われたということございまして、ただ、そのときの御説明の中でも、下げるというところは今の基本ルールの中では考えていないということで。

○長谷沿岸沖合課長 以前、前の期のときにも同じような御質問があつて、管理課だったと思いますけれども、お答えしたとおりでございます。先生が今、言われたとおりでありまして、論理上は当然、資源を見直すわけですから、必要であれば下げるということも論理的にはあり得るわけなんですけれども、現実的には、下げないと資源に甚大な影響が出るという評価が出れば別でしょうけれども、そういうことが現実的には想定されていないということでお答えしたと記憶しておりますし、現在もそう考えております。

○東村委員 ありがとうございます。

どうもお手数をおかけして申し訳ございませんでした。

○丹羽管理課長 申し訳ございません。

私の説明が悪かったかもしれません。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、事務局から何かございますか。

○丹羽管理課長 資源管理分科会の年間スケジュールに続きまして簡単に御説明させていただきます。

先ほど御説明しましたように、次の年の漁獲可能量等の設定につきましては、11月、2月、5月の3回に分けて審議会にお諮りしております。また、本年はいわしやすけとうだら等の追加配分や5年ごとの中期的管理方針の改定が予定されていることから、資源の動向、漁獲の状況等を見ながら、9月にも御審議をしていただきたいと思いますと考えております。改

めまして、個別に日程調整をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明に対しまして、何か御質問等ありますか。

では、ほかに特になければ、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。